

古賀市地域活性化雇用促進委託特記仕様書

1 業務名

古賀市地域活性化雇用促進委託

2 業務目的

古賀市インキュベーション施設「快生館」では、首都圏をはじめ県外から複数のIT企業が進出しており、それらの企業と連携して製造業中心の市内工業団地に立地する既存企業のDXを支援し、デジタル人材の育成とAI等の活用による効果的な生産体制を構築することで企業競争力の向上と従業員の所得向上を図る取組を推進することが求められている。

本業務では、整備したインキュベーション施設を核として、デジタル人材の育成や進出企業と地元企業の共働による製造業のDX推進の取組を通して、魅力的なまちづくりと地域の活性化を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

4 業務内容

(1) デジタルスキル研修

基礎的なデジタルスキルがあり、より良い就業条件を求める古賀市在住者に対して、知識・スキル習得が可能な研修を実施すること。実務経験を積むため、研修参加者に具体的な業務案件を用意し、学んだスキルを活用した雇用環境を提供すること。参加人数は5人以上とする。

(2) 古賀市内企業経営者向けのDX推進研修

DXに取り組む古賀市内企業を増やすため、企業の経営者を対象にDXを推進するための研修を提供すること。参加事業者数は5社以上とする。

(3) 古賀市内企業向けデジタルテクノロジー活用研修・相談会

デジタル技術の導入、活用を考える古賀市内企業の経営者やDX担当者向けに研修会と、その後の相談会を実施すること。参加者数は15人以上とする。

5 履行場所

古賀市内

6 成果品

業務実績報告書（簡易製本1部、データ）

※履行期間中であっても一部業務について部分的な業務報告書を求める場合がある。

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホーム

ページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする（業務実績報告書は令和7年3月末を想定）。

7 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

8 その他注意事項

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。